

○議長（小林哲雄）

日程第2 議案第14号 開成町情報公開条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。独立行政法人通則法の一部改正に伴い、新たな独立行政法人の分類が定められたため、町条例においても所要の規定を整理したいので、開成町情報公開条例の一部を改正する条例を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（小林哲雄）

細部説明を担当課長に求めます。

総務課長。

○総務課長（小宮好徳）

それでは、議案を朗読させていただきます。

議案第14号 開成町情報公開条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町情報公開条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成27年3月3日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、開成町情報公開条例の一部を改正する条例を制定することについて、ご説明申し上げます。

まず初めに、今回の条例改正の趣旨及び経過についてご説明申し上げます。

国は、独立行政法人制度を改革するため、独立行政法人通則法の一部を改正する法律を平成26年6月13日に公布され、平成27年4月1日に施行されます。今回の改正は、独立行政法人通則法の一部改正に伴いまして、独立行政法人のうち、同法の規定により、その役員及び職員に国家公務員の身分を寄与されていた特定独立行政法人が廃止されるとともに、新たな独立行政法人の分類により定められました行政執行法人については、その役員及び職員に国家公務員の身分が付与されることになりました。このため、開成町情報公開条例で規定している特定独立行政法人を行政執行法人にするため条例改正するものでございます。

1 ページおめくりいただきたいと思います。

開成町条例第 号。

開成町情報公開条例の一部を改正する条例。

開成町情報公開条例(平成13年開成町条例第18号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第6条第1号のウでございす。こちらは、改正前は「独立行政法人通則法第2条第2項に規定する特定独立行政法人」、改正後は「独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人」に改正いたします。こちらの行政執行法人とは、国との密接な連

携のもとで事務事業の確実の執行が期待される法人ということで、6法人、行政執行法人とされました。この6法人は、造幣局、印刷局、農林水産消費安全技術センター、製品評価技術基盤機構、統計センター、駐留軍等労働者労務管理機構となりまして、この6法人が行政執行法人とされてございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小林哲雄）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

2番、高橋久志議員。

○2番（高橋久志）

2番、高橋です。ちょっと確認をしておきたいと思います。今まで特定独立行政法人を今度は行政執行法人、6法人というふうに位置づけたと、それはわかります。そこで、この文面の中で改正する箇所の下に独立行政法人等と書いている、この見方としては、先ほどお話しした行政執行法人も含む6法人以外、「等」が入っていますから、これらも含まれると理解してよろしいのでしょうか。私がちょっと疑問に思っていたのは、名称を書いているわけですね、6法人。では、行政執行法人という形が下の文面にも入ってくるのかなというふうな見方をしたのですけれども、その辺の説明をお願いします。

○議長（小林哲雄）

総務課長。

○総務課長（小宮好徳）

こちらは、特定独立行政法人を行政執行法人ということで、先ほど申したとおり、国の国家公務員の第2条第2項に規定するというもので、役員及び職員を除くということになってございます。こちら、独立行政法人を行政執行法人に、先ほど言った6法人に直すという意味合いでございまして、その下の独立行政法人等、括弧書きで書いてございますけれども、こちらとは、また話が違うものでございまして。基本的には、特定独立行政法人が行政執行法人に変わったと、国家公務員の身分がつけられたと。今までは、特定独立行政法人は全て国家公務員の身分があったのですけれども、特定独立行政法人が分かれまして、先ほど言った行政執行法人のみ国家公務員の身分がつけられたということで、ここで改正させていただいているものでございます。

○議長（小林哲雄）

よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

ないようですので、討論を行います。

討論のある方、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

ないようですので、採決を行います。

議案第 14 号 開成町情報公開条例の一部を改正する条例を制定することについて、
原案に賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（小林哲雄）

お座りください。起立全員によって可決いたしました。